

社会福祉法人四季の会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 四季の会（以下「本法人」という。）定款8条及び定款22条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務実態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 評議員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表の費用弁償額を超える場合には、その実費相当額を別途支払うことができる。
- (2) 理事については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表の費用弁償額を超える場合には、その実費相当額を別途支払うことができる。
- (3) 監事については、専門的資格を有し監事監査指導を行う監事については、別表のとおり報酬を年額として支払うことができる。監事の地位にあることのみによっては報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表の費用弁償額を超える場合には、その実費相当額を別途支払うことができる。

(報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については別表に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張した時は、旅費交通費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、現金支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して現金支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

第1条 この規程は、2012年10月 1日から施行する。

第2条 この規程は、2013年11月 1日から一部変更施行する。

第3条 この規程は、2016年 4月 1日から一部変更施行する。

第4条 この規程は、2017年 4月 1日から一部変更施行する。

第4条 この規程は、2019年 4月 1日から一部変更施行する。

別表

項 目	報 酬	費用弁償
評議員会出席及び業務のための出席	0円	5,000円
理事会出席及び業務のための出席	0円	5,000円
監事監査指導報酬等	20,000円	5,000円